



22足総危発第1296号
平成23年3月8日

被処分者

Aleph

過料処分通知書

上記の者に対し、足立区反社会的団体の規制に関する条例第10条の規定により、金50,000円の過料に処する。

第1 原因となる事実

- 1 平成22年12月28日付で、足立区長は、足立区反社会的団体の規制に関する条例（以下「条例」という。）第5条第2項に基づく報告を求めたこと。
- 2 平成23年2月9日付で、足立区長は報告書提出の催告をしたこと。
- 3 平成23年2月24日付で、足立区長は、条例施行規則第7条に基づき過料処分に処する旨及び弁明の機会を付与する旨の通知をしたこと。
- 4 平成23年3月4日、貴団体から弁明書が提出されたこと。

第2 処分理由

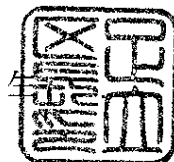
前記第1の4の弁明書において、貴団体は縷々弁明をするも、その内容からは、貴団体が条例に基づく報告ができない理由を認めることはできず、平成23年3月8日現在、貴団体から条例に基づく報告がなされていない。

よって、上記の処分を課すこととし、その旨通知する。

被処分者は、別に交付する納付書によりこれを納付しなければならない。納付期限は平成23年3月22日とする。

平成23年3月8日

足立区長
近藤 弥



(教示)

1 異議申し立てについて

この処分に不服がある場合は、この処分があることを知った日の翌日から起算して60日以内に区長に対して異議申立てすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、足立区を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において足立区を代表する者は足立区長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。